



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（人事課） 5
- 沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（人事課） 6
- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（行政管理課） 7
- 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（財政課） 10
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課） 22
- 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（総合情報政策課） 32
- 沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金条例を廃止する条例（環境保全課） 32
- 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例（高齢者福祉介護課） 33
- 沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（青少年・子ども家庭課） 34
- 沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（青少年・子ども家庭課） 35
- 沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例（健康長寿課） 36
- 沖縄県がん対策推進条例の一部を改正する条例（健康長寿課） 39
- 沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（地域保健課） 40
- 土地収用法施行条例（用地課） 40
- 沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例（道路管理課） 47
- 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例（港湾課） 48
- 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例（都市計画・モノレール課） 51
- 建築基準法施行条例の一部を改正する条例（建築指導課） 52
- 沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例（企業局総務企画課） 55
- 沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例（企業局総務企画課） 55
- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院事業局病院事業総務課） 56
- 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（県議会事務局総務課） 57
- 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例（教育庁学校人事課） 57
- 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（教育庁学校人事課） 58

公布された条例のあらまし

- 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第2号）
 - 1 知事等及び特別職の秘書の期末手当について、6月期の支給割合を100分の155に引き上げ、12月期の支給

割合を100分の155に引き下げることとした。

- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例(条例第3号)

- 1 学校教育法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理することとした。(第4条関係)
2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第4号)

- 1 児童福祉法等の法令に基づく知事の権限に属する事務の一部について、市町村が処理することとした。(第2条関係)
2 その他所要の改正を行うこととした。(第2条関係)
3 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、1の一部の規定は、同年10月1日から施行することとした。(附則第1項)
4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項及び第3項)

○ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第5号)

- 1 消費税法等の一部が改正されたことに伴い、次の条例について、使用料の額、利用料金の基準額等を改めることとした。

- (1) 沖縄県行政財産使用料条例
- (2) 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例
- (3) 沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例
- (4) 沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例
- (5) 沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例
- (6) 沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例
- (7) 沖縄県漁港管理条例
- (8) 沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例
- (9) 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例
- (10) 沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例
- (11) 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例
- (12) 沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例
- (13) 沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例
- (14) 沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例
- (15) 沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例
- (16) 万国津梁館の設置及び管理に関する条例
- (17) 沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例
- (18) 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例
- (19) 沖縄県道路占用料徴収条例
- (20) 沖縄県河川流水占用料等徴収条例
- (21) 沖縄県国土交通省所管公共用財産に係る土地使用料等徴収条例
- (22) 沖縄県海岸占用料等徴収条例
- (23) 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例
- (24) 沖縄県都市公園条例
- (25) 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例
- (26) 沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例
- (27) 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例
- (28) 沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例
- (29) 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例

- 2 この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。(附則第1項)
3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(条例第6号)

- 1 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正することとした。<第1条>
 - (1) 海洋温度差発電実証試験設備使用料について、額を改めるとともに、工業技術センターが保有する機器の使用料について、徴収根拠を定め、額を改め、及び廃止する。(別表第1関係)
 - (2) 工業技術センター手数料について、樹脂材料の衝撃試験に係る手数料の徴収根拠を定め、及び定性分析等に係る額を改めるほか、建設材料試験手数料を廃止する。(別表第2関係)
 - (3) 犬の抑留中の飼養管理及び返還に係る手数料及び家畜の注射又は薬浴の手数料の額を改めるほか、第一種動物取扱業登録証及び特定動物飼養等許可証の再交付に係る手数料の徴収根拠を定める。(別表第3関係)
 - (4) 土地使用权等の取得の裁定の申請に対する審査等に係る手数料の徴収根拠を定める。(別表第3関係)
 - 2 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正することとした。<第2条>
工業技術センター使用料、衛生環境研究所手数料等について、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、額を改める。
 - 3 1(1)から(3)までは平成31年4月1日から、1(4)は同年6月1日から、2は同年10月1日から施行することとした。(附則第1項)
 - 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)
- 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(条例第7号)
- 1 個人番号を必要な限度で利用することができる事務に、生活保護法の規定に準じて外国人に対し行う進学準備給付金の支給に関する事務を加えることとした。(別表第1関係)
 - 2 高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学給付金の支給に関する事務を処理するために必要な限度で利用することができる特定個人情報に、生活保護法による進学準備給付金の支給に関する情報及び外国人に対し行う保護の実施等の情報を加えることとした。(別表第2関係)
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)
- 沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金条例を廃止する条例(条例第8号)
- 1 沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金条例は、廃止することとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)
- 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例(条例第9号)
- 1 題名を「沖縄県介護保険法関係手数料条例」に改めることとした。(題名関係)
 - 2 介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の額を改めることとした。(別表関係)
 - 3 介護医療院変更許可申請手数料の徴収根拠を定めることとした。(別表関係)
 - 4 その他所要の改正を行うこととした。(第1条、第2条及び別表関係)
 - 5 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、平成31年4月1日から施行することとした。(附則)
- 沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例(条例第10号)
- 1 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならないこととした。(第17条の4関係)
 - 2 青少年に拒まれたにもかかわらず、又は青少年を威迫する等して、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者は30万円以下の罰金に処し、原則として当該青少年の年齢を知らないことを理由として処罰を免れることができないこととした。(第22条関係)
 - 3 その他所要の改正を行うこととした。(第18条の4、第18条の7、第18条の8及び第22条関係)
 - 4 この条例は、平成31年7月1日から施行することとした。(附則)
- 沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第11号)
- 1 題名を「沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例」に改めることとした。(題名関係)
 - 2 沖縄県立石嶺児童園に、同園との密接な連携を確保しつつ、同園とは別の場所で運営される児童養護施設を置くことができることとした。(第2条関係)
 - 3 その他所要の改正を行うこととした。(第1条から第3条まで関係)
 - 4 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
 - 5 この条例の施行に伴い、沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することとした。(附則第2項)

- 沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例（条例第12号）
- 1 目的について定めることとした。（第1条）
 - 2 基本理念について定めることとした。（第2条）
 - 3 県、歯科医療等業務関係者等及び県民の責務について定めることとした。（第3条から第5条まで）
 - 4 基本的施策について定めることとした。（第6条）
 - 5 歯科口腔保健推進計画の策定等について定めることとした。（第7条）
 - 6 実態調査について定めることとした。（第8条）
 - 7 歯科口腔保健啓発月間について定めることとした。（第9条）
 - 8 財政上の措置について定めることとした。（第10条）
 - 9 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
-
- 沖縄県がん対策推進条例の一部を改正する条例（条例第13号）
- 1 健康増進法の一部が改正され、複数回に分けて施行されることに伴い、同法を引用する条例の規定を2回に分けて整理することとした。（第7条関係）
 - 2 1回目の改正規定は公布の日から、2回目の改正規定は平成32年4月1日から施行することとした。（附則）
-
- 沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第14号）
- 1 沖縄県立総合精神保健福祉センターにおける診断書及び証明書に係る発行手数料の額を改めることとした。（別表第2関係）
 - 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。（附則）
-
- 土地収用法施行条例（条例第15号）
- 1 条例の趣旨について定めることとした。（第1条）
 - 2 土地収用法第34条の7に規定する審議会の名称について定めることとした。（第2条）
 - 3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項について定めることとした。（第3条から第7条まで）
 - 4 鑑定人及び参考人の旅費及び手当について定めることとした。（第8条）
 - 5 仲裁に要する費用の額について定めることとした。（第9条）
 - 6 あっせん等に係る手数料について定めることとした。（第10条から第13条まで及び別表）
 - 7 過料について定めることとした。（第14条）
 - 8 規則への委任について定めることとした。（第15条）
 - 9 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項）
 - 10 この条例の施行に伴い、次に掲げる条例は廃止することとした。（附則第2項）
 - (1) 沖縄県収用裁決申請等手数料条例
 - (2) 沖縄県事業認定審議会条例
 - 11 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第3項から第6項まで）
 - 12 この条例の施行に伴い、沖縄県参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正することとした。（附則第7項）
-
- 沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例（条例第16号）
- 1 県民広場地下駐車場の利用料金の基準額を改めることとした。（別表関係）
 - 2 この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。（附則第1項）
 - 3 この条例の施行に関し、必要な調整規定を定めることとした。（附則第2項及び第3項）
-
- 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例（条例第17号）
- 1 港湾施設の使用料等の額を改めることとした。（別表第2及び別表第4から別表第6まで関係）
 - 2 この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。（附則第1項）
 - 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）
-
- 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第18号）
- 1 法及び条例に基づく広告物の表示の許可等知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が整った浦添市が処理することとした。（第47条関係）
 - 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
 - 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項及び第3項）

○ 建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 建築基準法第87条の3第5項又は第6項の規定による許可を受けた建築物については、第3章から第6章までの規定は、適用しないこととした。（第30条関係）
- 2 用途地域等における特例許可を受けた建築物の増築等の特例許可の申請に対する審査等に係る手数料の徴収根拠を定めることとした。（別表第5関係）
- 3 建築基準法等の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理することとした。（第22条、第24条、第29条の2、第29条の3、第29条の5から第29条の7まで、別表第3及び別表第5関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。（第21条関係）
- 5 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、第21条、第22条、第24条及び第30条の改正規定（同条第3号に係る部分を除く。）は、公布の日から施行することとした。（附則第1項）
- 6 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

○ 沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 水道料金の額を改めることとした。（第3条関係）
- 2 この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

○ 沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 工業用水道料金の額を改めることとした。（第3条関係）
- 2 この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

○ 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 沖縄県立北部病院附属安田診療所を廃止することとした。（別表第2関係）
- 2 人間ドックを受ける者その他病院の施設を利用する者に係る使用料及び手数料の額を改めることとした。（別表第3及び別表第4関係）
- 3 この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。ただし、1は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 議員の期末手当について、6月期の支給割合を100分の155に引き上げ、12月期の支給割合を100分の155に引き下げることとした。
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 県立高等学校、県立特別支援学校及び県立中学校の職員の定数並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改めることとした。（第2条関係）
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 条例等に基づく市町村立学校教職員の扶養手当の認定に関する事務等沖縄県教育委員会の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が整った大宜味村、南大東村及び北大東村が処理することとした。（第2条関係）
- 2 この条例は、平成31年8月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項及び第3項）

条 例

沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関

する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第2号

沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「、6月に支給する場合には100分の147.5、12月に支給する場合には100分の162.5」を「100分の155」に改める。

- (1) 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）第7条
- (2) 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和59年沖縄県条例第27号）第4条

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第3号

沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号。以下この項において「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第4号

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中57の項を59の項とし、54の項から56の項までを2項ずつ繰り下げ、同表53の項中「北中城村」を「読谷村 北中城村」に改め、同項を同表55の項とし、同表52の項中「北中城村」を「読谷村 北中城村」に改め、同項を同表54の項とし、同表中51の項を53の項とし、48の項から50の項までを2項ずつ繰り下げ、同表47の項中「、糸満市及び豊見城市」を「及び糸満市」に改め、同項を同表49の項とし、同表中46の項を48の項とし、43の項から45の項までを2項ずつ繰り下げ、同表42の項(3)中「(1)から(29)まで及び(51)から(60)まで」を「(1)から(32)まで及び(54)から(63)まで」に改め、同項を同表44の項とし、同表41の項(8)中「第18条第16項」を「第18条第17項」に改め、同項(9)中「第18条第17項」を「第18条第18項」に改め、同項中(60)を(63)とし、(29)から(59)までを(32)から(62)までとし、(28)を(29)とし、その次に次のように加える。

(30) 法第68条第4項において準用する法第18条第17項の規定による清算人の氏名及び住所並びにこれらの変更の届出の受理に関する事務

(31) 法第68条第4項において準用する法第18条第18項の規定による清算人の氏名及び住所並びにこれらの変更の届出の公告に関する事務

第2条の表41の項中(27)を(28)とし、(13)から(26)までを(14)から(27)までとし、同項(12)中「第36条第8項」を「第36条第9項」に改め、同項中(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)の次に次のように加える。

(10) 法第29条の2第4項の規定により提出される決算関係書類の受理に関する事務

第2条の表中41の項を43の項とし、40の項を42の項とし、39の項を41の項とし、同表38の項中「南城市」を「宮古島市 南城市」に改め、同項を同表40の項とし、同表37の項中「南城市」を「宮古島市 南城市」に改め、同項を同表39の項とし、同表中36の項を38の項とし、35の項を37の項とし、34の項を36の項とし、同表33の項中「宜野座村」を「本部町 宜野座村」に改め、同項を同表35の項とし、同表中32の項を34の項とし、29の項から31の項までを2項ずつ繰り下げ、28の項を29の項とし、同項の次に次のように加える。

30 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（政令第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）

各市町村

(1) 法第54条第1項の規定により自立支援医療費の支給認定を行う場合の政令第29条第1項及び附則第12条の規定による市町村民税の所得割の額を合算した額の算定に関する事務

(2) 法第56条第2項の規定により自立支援医療費の支給認定の変更の認定を行う場合の政令第35条に規定する負担上限月額算定のために必要な事項の確認に関する事務

(3) 法第58条第1項の規定により自立支援医療費を支給する場合の政令第35条に規定する負担上限月額算定のために必要な事項の確認に関する事務

第2条の表中27の項を28の項とし、9の項から26の項までを1項ずつ繰り下げ、同表8の項中「昭和22年法律第164号。」を削り、同項を同表9の項とし、同表7の項の次に次のように加える。

8 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条第1項の規定による助産の実施の申込みの受理及び知事への送付に関する事務	各町村
--	-----

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の表47の項の改正規定（「、糸満市及び豊見城市」を「及び糸満市」に改める部分に限る。）は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行（前項ただし書の規定による施行を含む。以下同じ。）の際改正後の第2条の表8の項左欄に掲げる事務、同表30の項左欄に掲げる事務、同表35の項左欄に掲げる事務、同表39の項左欄に掲げる事務、同表40の項左欄に掲げる事務、同表43の項左欄に掲げる事務、同表44の項左欄に掲げる事務、同表49の項左欄に掲げる事務、同表54の項左欄に掲げる事務及び同表55の項左欄に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ改正後の第2条の表8の項右欄に掲げる市町村の長、同表30の項右欄に掲げる市町村の長、同表35の項右欄に掲げる市町村の長、同表39の項右欄に掲げる市町村の長、同表40の項右欄に掲げる市町村の長、同表43の項右欄に掲げる市町村の長、同表44の項右欄に掲げる市町村の長、同表49の項右欄に掲げる市町村の長、同表54の項右欄に掲げる市町村の長又は同表55の項右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては改正後の第2条の表8の項右欄に掲げる市町村の長、同表30の項右欄に掲げる市町村の長、同表35の項右欄に掲げる市町村の長、同表39の項右欄に掲げる市町村の長、同表40の項右欄に掲げる市町村の長、同表43の項右欄に掲げる市町村の長、同表44の項右欄に掲げる市町村の長、同表49の項右欄に掲げる市町村の長、同表54の項右欄に掲げる市町村の長又は同表55の項右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長

に対してなされた申請その他の行為とみなす。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第5号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(沖縄県行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 沖縄県行政財産使用料条例（昭和47年沖縄県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中 $\frac{108}{100}$ を $\frac{110}{100}$ に改める。

(沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例（平成24年沖縄県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「2,360円」を「2,400円」に、「3,080円」を「3,130円」に、「820円」を「830円」に改め、別表の2の表中「2,100円」を「2,130円」に改め、別表の3の表中「2,020円」を「2,050円」に、「2,620円」を「2,660円」に改める。

(沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成14年沖縄県条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中「6,480円」を「6,600円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「19,440円」を「19,800円」に、「25,920円」を「26,400円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「1,400円」を「1,420円」に、「2,910円」を「2,960円」に、「5,830円」を「5,930円」に、「7,230円」を「7,360円」に、「2,480円」を「2,520円」に、「5,070円」を「5,160円」に、「7,560円」を「7,700円」に、「10,150円」を「10,330円」に、「12,630円」を「12,860円」に、「2,700円」を「2,750円」に改め、同表第2項中「5,400円」を「5,500円」に、「2,050円」を「2,080円」に改める。

(沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1号の表中「4,520円」を「4,540円」に改める。

(沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中「2,200円」を「2,240円」に、「3,290円」を「3,350円」に、「4,390円」を「4,470円」に、「360円」を「370円」に、「400円」を「410円」に、「530円」を「540円」に、「700円」を「710円」に、「800円」を「810円」に、「1,050円」を「1,070円」に、「450円」を「460円」に、「500円」を「510円」に、「660円」を「670円」に、「300円」を「310円」に、「880円」を「900円」に改め、同表第2項中「5,400円」を「5,500円」に、「1,960円」を「2,000円」に、「1,310円」を「1,330円」に改める。

(沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中「770円」を「780円」に、「570円」を「580円」に改め、同表備考4中「610円」を「620円」に改める。

(沖縄県漁港管理条例の一部改正)

第7条 沖縄県漁港管理条例（昭和50年沖縄県条例第33号）の一部を次のように改正す

る。

別表第1第1項中「108円」を「110円」に、「216円」を「220円」に、「432円」を「440円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「5,400円」を「5,500円」に改める。

別表第2第1項中「110円」を「112円」に、「126円」を「128円」に、「149円」を「151円」に、「58円」を「59円」に、「71円」を「72円」に、「97円」を「98円」に改める。

(沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例（平成10年沖縄県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「4,030円」を「4,050円」に改め、別表の2の表中「2,620円」を「2,660円」に、「1,260円」を「1,280円」に改める。

(沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例（平成15年沖縄県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中「600円」を「610円」に、「670円」を「680円」に、「1,050円」を「1,060円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「820円」を「830円」に改め、同表第2項中「1,260円」を「1,280円」に改め、同表第3項中「7,210円」を「7,340円」に改める。

(沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例（平成25年沖縄県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,360円」を「2,400円」に、「820円」を「830円」に、「3,080円」を「3,130円」に改める。

(沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第4項の表中「18,500円」を「18,780円」に改め、別表第5項の表中「4,930円」を「4,960円」に改める。

(沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「1,380円」を「1,400円」に、「790円」を「800円」に、「1,630円」を「1,660円」に改め、別表の2の表中「1,690円」を「1,720円」に改め、別表の3の表中「5,328,168円」を「5,360,244円」に、「6,123,537円」を「6,154,558円」に、「1,880円」を「1,886円」に、「6,081,060円」を「6,098,059円」に、「6,039,615円」を「6,057,523円」に改め、別表の4の表中「3,020円」を「3,070円」に、「860円」を「870円」に、「940円」を「950円」に、「2,460円」を「2,500円」に、「1,230円」を「1,250円」に改め、別表の5の表中「1,740円」を「1,770円」に改める。

（沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第13条 沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例（平成26年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「8,218,620円」を「8,370,810円」に、「3,739,830円」を「3,809,080円」に改める。

別表中「8,218,620円」を「8,370,810円」に、「1,390円」を「1,410円」に改める。

（沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第14条 沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「860円」を「870円」に改める。

（沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第15条 沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中「63,770円」を「64,950円」に、「88,450円」を「90,080円」に、「29,310円」を「29,850円」に、「36,000円」を「36,660円」に、「8,220円」を「8,370円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「3,600円」を「3,660円」に、「4,620円」を「4,700円」に、「15,420円」を「15,700円」に、「20,050円」を「20,420円」に、「9,770円」を「9,950円」に、「5,140円」を「5,230円」に、「6,170円」を「6,280円」に、「7,710円」を「7,850円」に、「27,250円」を「27,750円」に、「33,420円」を「34,030円」に、「2,570円」を「2,610円」に改め、同表第2項中「50,000円」を「50,920円」に改める。

(万国津梁館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 万国津梁館の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中「46,280円」を「47,130円」に、「69,940円」を「71,230円」に、「41,140円」を「41,900円」に、「61,710円」を「62,850円」に、「18,510円」を「18,850円」に、「27,770円」を「28,280円」に、「2,050円」を「2,080円」に、「1,020円」を「1,030円」に、「1,540円」を「1,560円」に改め、同表第2項中「51,420円」を「52,370円」に改める。

(沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1の第1項第1号の表中「7,440円」を「7,580円」に、「14,880円」を「15,160円」に、「2,040円」を「2,080円」に、「9,080円」を「9,240円」に、「18,160円」を「18,500円」に、「2,490円」を「2,540円」に、「12,350円」を「12,580円」に、「24,700円」を「25,160円」に、「3,390円」を「3,460円」に、「51,150円」を「52,100円」に、「102,300円」を「104,200円」に、「14,060円」を「14,320円」に改め、同項第2号の表中「1,690円」を「1,720円」に、「3,380円」を「3,440円」に、「810円」を「820円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「48,600円」を「49,500円」に改める。

別表第2中「9,740円」を「9,920円」に改める。

(沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項第1号の表中「2,690円」を「2,730円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「

800円

」を「

810円

」に、「10,800円」を「11,000円」に、「1,610円」を「1,630円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「21,600円」を「22,000円」に、「3,240円」を「3,300円」に改め、同項第3号の表中「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,290円」を「1,310円」に、「640円」を「650

円」に、「2,590円」を「2,630円」に改め、別表第2第2項の表中「610円」を「620円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「2,460円」を「2,500円」に、「2,470円」を「2,510円」に、「4,950円」を「5,040円」に、「740円」を「750円」に改め、別表第2第3項第1号の表中「690円」を「700円」に、「1,390円」を「1,410円」に、「1,440円」を「1,460円」に、「2,880円」を「2,930円」に、「720円」を「730円」に改め、同項第3号の表中「640円」を「650円」に、「1,290円」を「1,310円」に改め、別表第2第4項第1号の表中「920円」を「930円」に、「980円」を「990円」に、「1,970円」を「2,000円」に改め、同項第3号の表中「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に改め、別表第2第5項第1号アの表中「14,880円」を「15,150円」に、「29,770円」を「30,320円」に、「4,080円」を「4,150円」に、「18,160円」を「18,490円」に、「36,320円」を「36,990円」に、「4,980円」を「5,070円」に、「24,700円」を「25,150円」に、「49,410円」を「50,320円」に、「6,780円」を「6,900円」に、「102,290円」を「104,180円」に、「204,590円」を「208,370円」に、「28,120円」を「28,640円」に改め、同号イの表中「4,040円」を「4,110円」に、「8,090円」を「8,230円」に、「1,110円」を「1,130円」に、「3,510円」を「3,570円」に、「7,030円」を「7,160円」に、「960円」を「970円」に、「1,610円」を「1,630円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「540円」を「550円」に、「600円」を「610円」に、「1,220円」を「1,240円」に、「5,130円」を「5,220円」に、「10,270円」を「10,460円」に、「1,400円」を「1,420円」に、「5,340円」を「5,430円」に、「10,700円」を「10,890円」に、「1,460円」を「1,480円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「690円」を「700円」に、「810円」を「820円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「6,300円」を「6,410円」に、「12,610円」を「12,840円」に、「3,460円」を「3,520円」に、「26,220円」を「26,700円」に、「52,450円」を「53,420円」に、「7,200円」を「7,330円」に改め、同項第3号アの表中「12,220円」を「12,440円」に、「24,460円」を「24,910円」に、「3,350円」を「3,410円」に、「1,210円」を「1,230円」に、「2,430円」を「2,470円」に、「590円」を「600円」に、「11,140円」を「11,340円」に、「22,300円」を「22,710円」に、「3,060円」を「3,110円」に、「640円」を「650円」に改め、同号イの表中「1,210円」を「1,230円」に、「2,430円」を「2,470円」に、「590円」を「600円」に、「570円」を「580円」に、「1,160円」を「1,180円」に、「640円」を「650円」に改め、同項第5号ア

の表中「12,000円」を「12,220円」に改め、同号イの表中「1,720円」を「1,750円」に、「540円」を「550円」に改め、別表第2第6項第1号の表中「2,420円」を「2,460円」に、「4,860円」を「4,950円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「6,480円」を「6,600円」に改め、別表第2第7項第1号の表中「610円」を「620円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「2,460円」を「2,500円」に、「2,470円」を「2,510円」に、「4,950円」を「5,040円」に、「740円」を「750円」に改め、別表第2第8項第1号の表中「8,580円」を「8,730円」に、「17,170円」を「17,480円」に改める。

(沖縄県道路占用料徴収条例の一部改正)

第19条 沖縄県道路占用料徴収条例(昭和47年沖縄県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(沖縄県河川流水占用料等徴収条例の一部改正)

第20条 沖縄県河川流水占用料等徴収条例(平成12年沖縄県条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,500」を「1,527」に、「1,000」を「1,018」に、「1,200」を「1,222」に改める。

別表第3中「110」を「112」に、「126」を「128」に、「149」を「151」に、「58」を「59」に、「71」を「72」に、「97」を「98」に改める。

(沖縄県国土交通省所管公共用財産に係る土地使用料等徴収条例の一部改正)

第21条 沖縄県国土交通省所管公共用財産に係る土地使用料等徴収条例(平成12年沖縄県条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「110」を「112」に、「126」を「128」に、「149」を「151」に、「58」を「59」に、「71」を「72」に、「97」を「98」に改める。

(沖縄県海岸占用料等徴収条例の一部改正)

第22条 沖縄県海岸占用料等徴収条例(平成12年沖縄県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「110」を「112」に、「126」を「128」に、「149」を「151」に、「58」を「59」に、「71」を「72」に、「97」を「98」に改める。

(沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第23条 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例(昭和47年沖縄県条例第20号)の一部を

次のように改正する。

別表第1の第1項及び第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第2の第2項中「216円」を「220円」に改める。

別表第3中「3,000円」を「3,100円」に改める。

(沖縄県都市公園条例の一部改正)

第24条 沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2号中「5,220円」を「5,310円」に、「1,130円」を「1,150円」に改める。

別表第5中「9,740円」を「9,920円」に改める。

別表第6第1項第1号中

10,480円	10,480円	20,960円	3,140円
5,240円	5,240円	10,480円	1,570円
5,230円	5,230円	10,460円	1,570円

を

10,670円	10,670円	21,340円	3,190円
5,330円	5,330円	10,660円	1,590円
5,320円	5,320円	10,640円	1,590円

に、

20,960円	20,960円	41,920円	6,290円
---------	---------	---------	--------

を

21,340円	21,340円	42,680円	6,400円
---------	---------	---------	--------

に、

1,680円	1,680円	3,360円
--------	--------	--------

を

1,710円	1,710円	3,420円
--------	--------	--------

に、

--	--	--

--	--	--

「840円 840円 1,680円」を「850円 850円 1,700円」に、

「2,130円」を「2,160円」に、「2,070円」を「2,100円」に、「800円」を

「810円」に、「1,600円」を「1,620円」に、「1時間につき 1,400円」を「1

時間につき 1,420円」に、「1,340円」を「1,360円」に、「610円」を「620円」に、
 「1,320円」を「1,340円」に、「640円」を「650円」に、「560円」を「570円」に、
 「25,070円」を「25,530円」に、「12,530円」を「12,760円」に、「6,260円」を「6,3
 80円」に、「3,130円」を「3,190円」に、「10,920円」を「11,120円」に改め、同項第

2号中 「

3,350円	3,350円	6,700円	1,000円
1,670円	1,670円	3,350円	500円
1,670円	1,670円	3,340円	500円
6,700円	6,700円	13,400円	2,010円

を

「

3,410円	3,410円	6,820円	1,010円
1,700円	1,700円	3,400円	500円
1,700円	1,700円	3,400円	500円
6,820円	6,820円	13,640円	2,040円

に改め、同項第3号中「1,520円」を

「1,540円」に、「1,740円」を「1,770円」に、「760円」を「770円」に、「870円」を
 「880円」に、「430円」を「440円」に、「340円」を「350円」に、「3,040円」を「3,
 090円」に、「3,490円」を「3,550円」に、「600円」を「610円」に、「690円」を「71
 0円」に、「540円」を「550円」に、「1,910円」を「1,940円」に、「950円」を「970
 円」に改め、同項第4号中「550円」を「560円」に改め、同項第5号中

6,210円	6,210円	12,420円	1,850円
3,100円	3,100円	6,210円	920円
3,100円	3,100円	6,200円	920円

を

6,320円	6,320円	12,640円	1,880円
3,150円	3,150円	6,300円	930円
3,150円	3,150円	6,300円	930円

に、

12,420円	12,420円	24,840円
---------	---------	---------

を

12,650円	12,650円	25,300円
---------	---------	---------

に、

「3,700円」を「3,760円」に、

1,620円	1,620円	3,240円
--------	--------	--------

を

1,650円	1,650円	3,300円
--------	--------	--------

に、

810円	810円	1,620円
------	------	--------

を

820円	820円	1,640円
------	------	--------

に、「3,250円」を「3,310円」に、「6,500円」

を「6,620円」に、「940円」を「950円」に、

1,680円	1,680円	3,360円
--------	--------	--------

を

1,710円	1,710円	3,420円
--------	--------	--------

に、

840円	840円	1,680円
------	------	--------

を

850円	850円	1,700円
------	------	--------

に、「610円」を「620円」に改め、同項第6号

7,440円	7,440円	14,880円	2,220円
--------	--------	---------	--------

中

を

--	--	--	--

7,570円	7,570円	15,140円	2,260円	に、
--------	--------	---------	--------	----

3,720円	3,720円	7,440円	1,110円	を
--------	--------	--------	--------	---

3,780円	3,780円	7,560円	1,130円	に、
--------	--------	--------	--------	----

1,860円	1,860円	3,720円	550円	を
--------	--------	--------	------	---

1,890円	1,890円	3,780円	560円	に、「1人1回につき 860円」を
--------	--------	--------	------	-------------------

「1人1回につき 870円」に、「8,600円」を「8,700円」に改め、同項第7号中「3,080円」を「3,130円」に、「1,540円」を「1,560円」に、「770円」を「780円」に、「26,080円」を「26,560円」に、「2,220円」を「2,260円」に、「1,110円」を「1,130円」に、「550円」を「560円」に改め、同項第8号中「2,710円」を「2,760円」に、「1,350円」を「1,370円」に改め、同項第10号中「1,000円」を「1,010円」に改め、同項第12号中「960円」を「970円」に、「9,600円」を「9,700円」に改め、同項第13号中「2,500円」を「2,540円」に、「1,250円」を「1,270円」に改め、同項第15号中

1,770円	1,770円	3,540円	を	1,800円	1,800円	3,600円	に
880円	880円	1,770円		890円	890円	1,780円	
880円	880円	1,760円		890円	890円	1,780円	

改め、同表第2項中「30,420円」を「30,980円」に改める。

(沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第25条 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「820円」を「830円」に、「660円」を「670円」に、「620円」を「630円」に、「1,850円」を「1,880円」に、「1,480円」を「1,500円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「980円」を「990円」に、「610円」を「620円」に改める。

別表第3中「1,640円」を「1,660円」に、「1,240円」を「1,260円」に、「3,700円」を「3,760円」に、「2,460円」を「2,500円」に、「1,220円」を「1,240円」に改める。

(沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第26条 沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表中「18,700円」を「19,000円」に改める。

(沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第27条 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中「310円」を「320円」に、「620円」を「630円」に、「360円」を「370円」に、「720円」を「730円」に改める。

(沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第28条 沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「2,700円」を「2,710円」に改める。

(沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第29条 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「3,090円」を「3,150円」に改める。

別表第1中「410円」を「420円」に、「330円」を「340円」に、「260円」を「270円」に、「310円」を「320円」に、「250円」を「260円」に改める。

別表第2中「1,230円」を「1,250円」に、「770円」を「780円」に、「460円」を「470円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「2,670円」を「2,720円」に、「1,650円」を「1,680円」に、「1,180円」を「1,200円」に、「930円」を「950円」に、「620円」を「630円」に、「310円」を「320円」に、「4,010円」を「4,080円」に、「1,340円」を「1,370円」に、「1,030円」を「1,050円」に改める。

別表第3第1項第1号の表中「29,930円」を「30,480円」に、「89,790円」を「91,450円」に、「39,190円」を「39,920円」に、「117,570円」を「119,750円」に、「9,260円」を「9,430円」に、「27,770円」を「28,280円」に、「16,350円」を「16,650円」に、「49,060円」を「49,970円」に改め、同項第2号の表中「8,330円」を「8,480円」に、「7,710円」を「7,850円」に、「8,430円」を「8,590円」に、「7,200円」を「7,330円」に、「21,600円」を「22,000円」に、「23,140円」を「23,570円」に、「33,740円」を「34,370円」に、「101,210円」を「103,080円」に、「41,860円」を「42,640円」に、「125,590円」を「127,920円」に、「9,360円」を「9,530円」に、「28,080円」を「28,600円」に改め、同項第3号の表中「3,500円」を「3,570円」に、「10,490円」を「10,680円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収し、又は納めるべき使用料、採取料、占用料、着陸料等及び駐車料について適用し、同日前に徴収し、又は納めるべき使用料、採取料、占用料、着陸料等及び駐車料については、なお従前の例による。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第6号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

第1条 沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1 海洋温度差発電実証試験設備使用料の項中「2,820円」を「3,530円」に改

「 | |

め、同表工業技術センター使用料の項中「650円」を「310円」に、	630円	を	980円
「	690円	に、「480円」を「470円」に、「750円」を「210円」に、	」
」	740円		
「		小型真空土練機	同
」		自動タタラ成形機	同
			340円
			600円
			」
「		自動タタラ成形機	同
」			600円
			」
「	180円	を	270円
」	430円		430円
			」
「		大型切断機	同
」		オートグラフ	同
			540円
			1,200円
			」
「		オートグラフ	同
」			1,250円
			」
「		塩水噴霧試験装置	同
」		マシニングセンター	同
			320円
			2,610円
			」
「		マシニングセンター	同
」			2,630円
			」
「	210円	を	220円
」	390円		390円
			」
「			390円
」			220円
			」
「			100円
」			160円
			」
			に、「1,96

0円」を「2,020円」に、

「	電子顕微鏡	同	3,570円	」	を
」	ブラストマシン	同	210円	」	

「	ブラストマシン	同	210円	」	に、
---	---------	---	------	---	----

「	CHNコーダー	同	1,510円	」	を
」	イオンクロマトグラフ装置	同	460円	」	

「	イオンクロマトグラフ装置	同	460円	」	に、
---	--------------	---	------	---	----

「ふるい」を「ロータップふるい振盪機^{とう}」に、

「	フレットミル	同	630円	」	を
」	表面粗さ測定機	同	590円	」	

「	表面粗さ測定機	同	590円	」	に、
---	---------	---	------	---	----

「520円」を「370円」に、「プラスチック粉碎機」を「ロータリーカッター式粉碎機」に、「2,560円」を「380円」に、「1,560円」を「1,620円」に、「950円」を「990円」

に、「4,310円」を「4,420円」に、

「	760円	」
」	2,670円	」

を

「	770円	」
」	2,670円	」

に、

「	290円	」
」	120円	」

を

「	300円	」
」	120円	」

に、

「	330円	」
」	180円	」

を

「	340円	」
」	180円	」

に、「1,70

0円」を「1,710円」に、「1,760円」を「1,770円」に、

「	620円	」
」	8,960円	」

を

「 630円 8,970円 」	に、	「 140円 280円 」	を	「 150円 280円 」	に、	」
「 」	圧延式製麺機	「 」	同	180円	「 」	を
「 」	圧延式製麺機	「 」	同	180円	「 」	に改
「 」	万能衝撃試験機	「 」	同	230円	「 」	
「 」	画像測定装置	「 」	同	400円	「 」	
「 」	大型培養装置	「 」	同	1,690円	「 」	
「 」	循環型培養装置	「 」	同	1,330円	「 」	
「 」	反応蒸留装置	「 」	同	790円	「 」	
「 」	大容量送液ポンプ	「 」	同	30円	「 」	

める。

別表第2工業技術センター手数料の項中「2,570円」を「2,590円」に、「6,140円」を「6,160円」に、「2,590円」を「2,600円」に、「1,860円」を「1,890円」に、「3,770円」を「3,840円」に、

「 」	無機材料の曲げ試験	「 」	同	730円	「 」	を
--------	-----------	--------	---	------	--------	---

「 」	無機材料の曲げ試験	「 」	同	730円	「 」	に、
「 」	樹脂材料の衝撃試験	「 」	同	1,500円	「 」	

「1,660円」を「1,680円」に、「1,450円」を「1,470円」に、「1,590円」を「1,600円」に、「3,380円」を「3,390円」に、「4,790円」を「4,530円」に改め、同表建設材料試験手数料の項を削る。

別表第3犬の抑留中の飼養管理及び返還手数料の項中「330円」を「350円」に改め、同表犬又は猫の引取り手数料の項の次に次のように加える。

「 」	「 」	「 」	「 」	「 」	「 」
--------	--------	--------	--------	--------	--------

第一種動物取扱業登録証再交付手数料	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第2条第6項の規定に基づく登録証の再交付	1件につき2,000円
特定動物飼養等許可証再交付手数料	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第6項の規定に基づく許可証の再交付	1件につき2,000円

別表第3家畜の注射又は薬浴の手数料の項中「ニューカッスル病」を「ニューカッスル病2種混合」に、「10円（オイルアジュバントワクチンについては、24円）」を「15円、ニューカッスル病6種混合1羽1回につき36円」に改め、同表解体工事業登録更新申請手数料の項の次に次のように加える。

土地使用权等取得裁定申請手数料	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）第10条第1項の規定に基づく土地使用权等の取得の裁定の申請に対する審査	次に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 100,000円以下のもの 27,000円 イ 100,000円を超え1,000,000円以下のもの 27,000円に損失の補償金の見積額の100,000円を超える部分が50,000円に達するごとに2,700円を加えた額 ウ 1,000,000円を超え5,000,000円以下のもの 75,600円に損失の補償金の見積額の1,000,000円を超える部分が100,000円に達するごとに3,400円を加えた額
-----------------	---	--

			<p>エ 5,000,000円を 超え20,000,000円 以下のもの 211, 600円に損失の補 償金の見積額の5, 000,000円を超え る部分が1,000,00 0円に達するごと に3,500円を加え た額</p> <p>オ 20,000,000円を 超え100,000,000 円以下のもの 26 4,100円に損失の 補償金の見積額の 20,000,000円を超 える部分が4,000, 000円に達するご とに4,800円を加 えた額</p> <p>カ 100,000,000円 を超えるもの 36 0,100円</p>
<p>土地等使用権存続期 間延長裁定申請手数 料</p>	<p>所有者不明土地法第19条第1項の規 定に基づく土地等使用権の存続期間の 延長の裁定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる損失の補 償金の見積額の区分 に応じ、それぞれ次 に定める額</p> <p>ア 100,000円以下 のもの 27,000円</p> <p>イ 100,000円を超 え1,000,000円以 下のもの 27,000 円に損失の補償金 の見積額の100,00 0円を超える部分 が50,000円に達す るごとに2,700円 を加えた額</p> <p>ウ 1,000,000円を</p>	<p>次に掲げる損失の補 償金の見積額の区分 に応じ、それぞれ次 に定める額</p> <p>ア 100,000円以下 のもの 27,000円</p> <p>イ 100,000円を超 え1,000,000円以 下のもの 27,000 円に損失の補償金 の見積額の100,00 0円を超える部分 が50,000円に達す るごとに2,700円 を加えた額</p> <p>ウ 1,000,000円を</p>

		<p> 超え5,000,000円 以下のもの 75,6 00円に損失の補償 金の見積額の1,00 0,000円を超える 部分が100,000円 に達するごとに3, 400円を加えた額 エ 5,000,000円を 超え20,000,000円 以下のもの 211, 600円に損失の補 償金の見積額の5, 000,000円を超え る部分が1,000,00 0円に達するごと に3,500円を加え た額 オ 20,000,000円を 超え100,000,000 円以下のもの 26 4,100円に損失の 補償金の見積額の 20,000,000円を超 える部分が4,000, 000円に達するご とに4,800円を加 えた額 カ 100,000,000円 を超えるもの 36 0,100円 </p>
<p>収用又は使用裁定申 請手数料</p>	<p>所有者不明土地法第27条第1項又は 第37条第1項の規定に基づく収用又は 使用の裁定の申請に対する審査</p>	<p> 次に掲げる損失の補 償金の見積額の区分 に応じ、それぞれ次 に定める額 ア 100,000円以下 のもの 27,000円 イ 100,000円を超 </p>

			<p>え 1,000,000円以下のもの 27,000円に損失の補償金の見積額の100,000円を超える部分が50,000円に達するごとに2,700円を加えた額</p> <p>ウ 1,000,000円を超え5,000,000円以下のもの 75,600円に損失の補償金の見積額の1,000,000円を超える部分が100,000円に達するごとに3,400円を加えた額</p> <p>エ 5,000,000円を超え20,000,000円以下のもの 211,600円に損失の補償金の見積額の5,000,000円を超える部分が1,000,000円に達するごとに3,500円を加えた額</p> <p>オ 20,000,000円を超え100,000,000円以下のもの 264,100円に損失の補償金の見積額の20,000,000円を超える部分が4,000,000円に達するごとに4,800円を加えた額</p> <p>カ 100,000,000円を超えるもの 360,100円</p>
--	--	--	---

第2条 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1 海洋温度差発電実証試験設備使用料の項中「3,530円」を「3,590円」に改め、同表工業技術センター使用料の項中「2,020円」を「2,030円」に、「4,620円」を「4,630円」に、「880円」を「890円」に、「2,980円」を「3,000円」に、「4,420円」を「4,450円」に、「2,670円」を「2,700円」に、「1,980円」を「1,990円」に、「2,100円」を「2,110円」に、「1,870円」を「1,900円」に、「2,180円」を「2,220円」に、「2,320円」を「2,360円」に、「2,540円」を「2,580円」に、「1,780円」を「1,810円」に、「3,190円」を「3,240円」に、「1,810円」を「1,820円」に、「2,090円」を「2,100円」に、「1,030円」を「1,040円」に、「2,220円」を「2,260円」に、「3,0

00円」を「3,050円」に、 $\left[\begin{array}{c} 620円 \\ 1,710円 \end{array} \right]$ を $\left[\begin{array}{c} 630円 \\ 1,740円 \end{array} \right]$ に、「1,770円」を「1,80

0円」に、「8,970円」を「9,120円」に、「1,330円」を「1,340円」に改め、同表工芸振興センター使用料の項中「630円」を「640円」に、「880円」を「890円」に、「9,490円」を「9,660円」に、「4,740円」を「4,820円」に、「2,370円」を「2,410円」に、「14,250円」を「14,510円」に、「7,120円」を「7,240円」に、「3,560円」を「3,620円」に、「1,780円」を「1,810円」に改める。

別表第2 工業技術センター手数料の項中「3,020円」を「3,030円」に、「6,160円」を「6,170円」に、「5,490円」を「5,500円」に、「3,840円」を「3,850円」に改め、同表工芸振興センター手数料の項中「4,720円」を「4,730円」に改め、同表畜産研究センター手数料の項中「3,610円」を「3,660円」に改め、同表衛生環境研究所手数料の項中「3,100円」を「3,150円」に、「14,570円」を「14,640円」に、

$\left[\begin{array}{c} 1,520円 \\ 1,820円 \end{array} \right]$ を $\left[\begin{array}{c} 1,530円 \\ 1,830円 \end{array} \right]$ に、「2,820円」を「2,830円」に、「2,540円」を

「2,560円」に、「1,320円」を「1,330円」に、「1,720円」を「1,730円」に、「3,290円」を「3,350円」に、「1,170円」を「1,180円」に、「1,330円」を「1,350円」に、

「 | |

「7,520円」を「7,590円」に、「4,110円」を「4,180円」に、

4,060円
7,640円

を

「

4,100円
7,670円

」に、「4,320円」を「4,330円」に、「9,290円」を「9,350円」に、

「3,640円」を「3,660円」に、「8,460円」を「8,500円」に、「3,900円」を「3,970円」に、「3,320円」を「3,330円」に、「6,090円」を「6,150円」に、「24,270円」を「24,710円」に、「3,420円」を「3,430円」に、「4,210円」を「4,220円」に、「10,120円」を「10,200円」に、「22,020円」を「22,030円」に、「9,320円」を「9,330円」に、「177,360円」を「177,490円」に、「5,020円」を「5,030円」に、「74,660円」を「74,750円」に、「21,980円」を「22,030円」に、「2,320円」を「2,330円」に、「4,730円」を「4,750円」に、「18,480円」を「18,530円」に、「10,060円」を「10,100円」に、

「

4,060円
5,060円

」を「

4,100円
5,100円

」に、「1,830円」を「1,850円」に、「3,780円」を「3,790円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「6,170円」を「6,210円」に、「12,430円」を「12,500円」に、「7,200円」を「7,240円」に、「22,730円」を「22,940円」に改める。

別表第3准看護師再教育研修手数料の項中「45,000円」を「46,200円」に、「75,000円」を「76,200円」に改め、同表家畜人工授精講習等手数料の項中「65,900円」を「66,000円」に改め、同表家畜の注射又は薬浴の手数料の項中「309円」を「312円」に、「206円」を「207円」に、「650円」を「660円」に、「225円」を「236円」に改め、同表岩石採取計画認可申請手数料の項中「52,000円」を「52,330円」に改め、同表岩石採取計画変更認可申請手数料の項中「33,000円」を「33,330円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定（次号に規定する改正規定を除く。） 平成31年4月1日

(2) 第1条中別表第3の改正規定（解体工事業登録更新申請手数料の項の次に次のように加える部分に限る。） 平成31年6月1日

(3) 第2条の規定 平成31年10月1日
(経過措置)

2 第1条又は第2条の規定による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、これらの規定の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第7号

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

別表第2の1の項中「又は就労自立給付金」を「若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報又は同法の規定に準じて外国人に対し行う保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第8号

沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金条例を廃止する条例

沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金条例（平成27年沖縄県条例第61号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第9号

沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例（平成18年沖縄県条例第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県介護保険法関係手数料条例

第1条中「介護支援専門員資格登録申請等」を「指定居宅サービス事業者指定申請、介護支援専門員資格登録申請、介護老人保健施設開設許可申請等」に改める。

第2条中「介護支援専門員資格登録簿への登録申請をしようとする者等」を「指定居宅サービス事業者の指定、介護支援専門員資格登録簿への登録、介護老人保健施設の開設の許可の申請等をしようとする者」に改める。

別表4の項中「700円」を「1,800円」に改め、同表中26の項を27の項とし、21の項から25の項までを1項ずつ繰り下げ、20の項の次に次のように加える。

21 法第107条第2項の規定による介護医療院の変更（建物の構造又は構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請をしようとする者	介護医療院変更許可申請手数料	33,000円
---	----------------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表4の項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第10号

沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第17条の3の次に次の1条を加える。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第17条の4 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）その他の記録をいう。第22条第5項第4号において同じ。）の提供を求めてはならない。

第18条の4の見出し中「青少年への」を削る。

第18条の7の見出し中「青少年の」を削る。

第18条の8第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識するこ

とができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項及び第4項において同じ。)」を削る。

第22条第5項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 第17条の4の規定に違反して、青少年に拒まれたにもかかわらず、又は青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、若しくは青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者第22条第7項第1号中「第10条第3項」の次に「の規定」を加える。

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第11号

沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、児童福祉施設を設置する。

第2条の見出しを「（名称等）」に改め、同条の表以外の部分を次のように改める。

児童福祉施設の名称、区分、位置及び業務は、次の表のとおりとする。

第2条に次の1項を加える。

- 2 沖縄県立石嶺児童園（以下「児童園」という。）に、児童園との密接な連携を確保しつつ、児童園とは別の場所で運営される入所定員が規則で定める数以下の児童養護施設を置くことができる。

第3条の見出しを「（児童園の管理）」に改め、同条中「沖縄県立石嶺児童園（以下「児童園」という。）」を「児童園」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

- 2 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第5号中「沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第14号）第2条」を「児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第36条」に改める。

沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第12号

沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、歯科口腔保健（歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 歯科口腔保健の推進は、日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に重要な役割を果たしていることに鑑み、県民がその重要性について関心と理解を深め、生涯にわたって主体的に歯科疾患の予防に取り組むとともに、適切かつ効果的な歯科に係る検診、保健指導及び歯科医療を受けることができる環境の整備を図ることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、歯科口腔保健の推進に関する施策の実施に当たっては、市町村並びに歯科医療等業務関係者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者（第6条第4号において「歯科医療等業務従事者」という。）及びこれらの者で構成される団体をいう。以下同じ。）並びに保健等業務関係者（保健、医療（歯科医療を除く。）、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連する分野の業務に従事する者（同号において「保健等業務従事者」という。）及びこれらの者で構成される団体をいう。次条において同じ。）との連携及び協力を行うものとする。

3 県は、市町村、事業者（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第2条第3号に規定する事業者をいう。次条第3項において同じ。）及び医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。次条第4項において同じ。）が行う歯科口腔保健に関する取組を効果的に推進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(歯科医療等業務関係者等の責務)

第4条 歯科医療等業務関係者は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に資するよう、保健等業務関係者との緊密な連携を図りつつ、歯科医療及び歯科保健指導を提供するとともに、県が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 保健等業務関係者は、基本理念にのっとり、歯科医療等業務関係者との連携を図りつつ、県が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、その使用する労働者の歯科検診等（歯科に係る検診及び歯科保健指導をいう。次項及び第6条第3号において同じ。）を受ける機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。

4 医療保険者は、基本理念にのっとり、被保険者及びその被扶養者の歯科検診等を受ける機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、歯科疾患の予防及び口腔の機能を生涯にわたって維持することの重要性について関心と理解を深めるとともに、自らの歯科口腔保健に努めるものとする。

2 保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。）は、その監護する児童の歯科口腔保健に努めるものとする。

(基本的施策)

第6条 県は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第7条から第9条までに定めるもののほか、次に掲げる基本的な施策を講ずるものとする。

- (1) 乳児期から高齢期までの各段階に応じた科学的根拠に基づく効果的な歯科疾患の予防の推進に必要な施策
- (2) 乳児期から高齢期までの各段階に応じた口腔の機能の発達、維持及び向上を図るために必要な施策
- (3) 離島及びへき地における地域の実情に応じた歯科検診等及び歯科医療の確保に必要な施策
- (4) 歯科医療等業務従事者及び歯科口腔保健を担う保健等業務従事者の資質の向上のために必要な施策

(歯科口腔保健推進計画の策定等)

第7条 知事は、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に実施するため、歯科口腔保健の推進に関する計画（以下この条において「歯科口腔保健推進計画」という。）を定めるものとする。

2 歯科口腔保健推進計画は、歯科口腔保健の推進に関する法律第13条第1項に規定する基本的事項として、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯科口腔保健の推進に関する総合的な方針及び目標
- (2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な歯科口腔保健の推進に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に実施するために必要な事項

3 知事は、歯科口腔保健推進計画を定めるに当たっては、広く県民、歯科医療等業務関係者、有識者等の意見を聴取するものとする。

4 知事は、歯科口腔保健推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、歯科口腔保健推進計画の変更について準用する。

6 知事は、毎年度、歯科口腔保健推進計画に基づき実施した施策の実施状況その他歯科口腔保健に関する事項を公表するものとする。

(実態調査)

第8条 県は、歯科口腔保健の推進に関する施策の策定に必要な調査を行うものとする。

(歯科口腔保健啓発月間)

第9条 県民の間に広く歯科口腔保健の推進についての関心と理解を深めるため、歯科口腔保健啓発月間を設ける。

2 歯科口腔保健啓発月間は、11月とする。

3 県は、歯科口腔保健啓発月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、歯科口腔保健に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第13号

沖縄県がん対策推進条例の一部を改正する条例

第1条 沖縄県がん対策推進条例（平成24年沖縄県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「第25条第1項」を「第25条の4第3号」に改める。

第2条 沖縄県がん対策推進条例の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「第25条の4第3号」を「第28条第3号」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成32年4月1日から施行する。

沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第14号

沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年沖縄県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「690円」を「750円」に、「450円」を「480円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

土地収用法施行条例をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第15号

土地収用法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条の規定に基づき、手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 法第34条の7に規定する審議会の名称は、沖縄県事業認定審議会（以下「審議会」という。）とする。

(組織及び委員の任期)

第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の議事に直接の利害関係を有する委員は、その議事に係る会議に参加することができない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、土木建築部において処理する。

(旅費及び手当)

第8条 法第65条第1項の規定により、収用委員会の処分によって出頭した鑑定人及び参考人に旅費及び手当を支給する。

2 前項の旅費については、沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）の規定を準用する。

3 第1項の手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 鑑定人 鑑定をするに当たり必要とした特別の技能の程度又はこれに要した時間及び費用を考慮して、収用委員会がその都度定める額

(2) 参考人 収用委員会がその都度定める額

4 第1項の旅費及び手当の支給方法については、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の適用を受ける職員の例による。

（仲裁に要する費用の額）

第9条 前条第2項及び第3項の規定は、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第1条の7の5第3項第2号の旅費及び手当の額について準用する。この場合において、前条第3項中「収用委員会」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。

（手数料）

第10条 あっせん、事業認定、収用裁決等の申請をしようとする者は、1件につき別表に定める額の手数料を納めなければならない。ただし、その者が国又は沖縄県（法令の規定により国の行政機関又は沖縄県とみなされるものを含む。）であるときは、この限りでない。

（手数料の納付時期）

第11条 手数料は、あっせん、事業認定、収用裁決等を申請する際に納めなければならない。

（手数料の減免）

第12条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

（手数料の不還付）

第13条 既に納められた手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（過料）

第14条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（規則への委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（沖縄県収用裁決申請等手数料条例及び沖縄県事業認定審議会条例の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 沖縄県収用裁決申請等手数料条例（平成12年沖縄県条例第39号）

(2) 沖縄県事業認定審議会条例（平成14年沖縄県条例第42号）

（経過措置）

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前の沖縄県事業認定審議会条例（以下「旧審議会条例」という。）第3条第2項の規定により沖縄県事業認定審議会の委員に任命されている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第3条第2項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、施行日における従前の沖縄県事業認定審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

5 この条例の施行の際現に旧審議会条例第4条第1項の規定により定められた沖縄県事業認定審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、施行日に、第4条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

6 この条例の施行の際現に旧審議会条例第5条第2項の規定により沖縄県事業認定審議会の専門委員に任命されている者は、施行日に、第5条第2項の規定により、審議会の専門委員として任命されたものとみなす。

（沖縄県参考人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正）

7 沖縄県参考人等に対する実費弁償に関する条例（昭和47年沖縄県条例第88号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

別表（第10条関係）

手数料を納めるべき者	手数料の名称	金額
1 法第15条の2の規定によるあっせんの申請をしようとする起業者	あっせん申請手数料	93,000円
2 法第15条の7の規定による仲裁の申請をしようとする起業者	仲裁申請手数料	126,000円
3 法第18条（法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の申請をしようとする者	事業認定申請手数料	158,000円
4 法第39条第1項（法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による収用又は使用の裁決の申請をしようとする者	収用又は使用裁決申請手数料	次に掲げる損失補償の見積額の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 100,000円以下のもの 56,400円 (2) 100,000円を超え1,000,000円以下のもの 56,400円に損失補償の見積額の100,000円を超える部分が50,000円に達するごとに5,700円を加えた額 (3) 1,000,000円を超え5,000,000円以下のもの 159,500円に損失補償の見積額の1,000,000円を超える部分が100,000円に達するごとに7,100円を加えた額 (4) 5,000,000円を超え20,000,000

		<p>円以下のもの 443,500円に損失補償の見積額の5,000,000円を超える部分が1,000,000円に達するごとに7,100円を加えた額</p> <p>(5) 20,000,000円を越え100,000,000円以下のもの 550,000円に損失補償の見積額の20,000,000円を超える部分が4,000,000円に達するごとに10,000円を加えた額</p> <p>(6) 100,000,000円を超えるもの 750,000円</p>
<p>5 法第94条第2項（法第124条第2項（法第138条第1項において準用する場合を含む。）又は法第138条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による損失の補償の裁決の申請をしようとする者</p>	<p>損失補償裁決申請手数料</p>	<p>次に掲げる損失補償の見積額の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 5,000円以下のもの 3,000円</p> <p>(2) 5,000円を越え50,000円以下のもの 3,000円に損失補償の見積額の5,000円を超える部分が5,000円に達するごとに2,600円を加えた額</p> <p>(3) 50,000円を越え100,000円以下のもの 26,400円に損失補償の見積額の50,000円を超える部分が10,000円に達するごとに6,000円を加えた額</p> <p>(4) 100,000円を超えるもの 損失補償の見積額に応じた4の項(2)から(6)までに掲げる額</p>
<p>6 法第116条（法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による収用委員会の協議の確認の申請をしようとする者</p>	<p>協議確認申請手数料</p>	<p>26,000円</p>
<p>7 法以外の法律の規定（8の項に掲げるものを除く。）による収用委員会の裁決の申請を</p>	<p>法以外の法律の規定による裁決申請手数料</p>	<p>損失補償の見積額に応じた5の項に掲げる額</p>

しようとする者		
<p>8 次に掲げる法律の規定による収用委員会の裁決の申請をしようとする者</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第52条の4第2項（同法第57条の5及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第285条において準用する場合を含む。）及び第68条第3項において準用する都市計画法第28条第3項</p> <p>(2) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第85条第1項</p> <p>(3) 新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）第9条第5項（同法第20条第6項において準用する場合を含む。）</p> <p>(4) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第12条第4項において準用する同法第6条第6項</p> <p>(5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第218条第1項</p>	<p>都市計画法等の規定による裁決申請手数料</p>	<p>損失補償の見積額に応じた5の項に掲げる額の2分の1の額</p>

備考 同一の起業者が行う同一の事業に関して、法第2条又は法第5条から第7条までの規定のうちいずれか2以上の規定による収用又は使用のために事業の認定の申請、収用又は使用の裁決の申請若しくは協議の確認の申請を一の申請書によって行う場合又は法第94条第2項の規定による損失の補償の裁決を申請する場合は、それぞれ1件の申請とみなす。

沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第16号

沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例

沖縄県自動車駐車場管理条例（平成10年沖縄県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「1,080円」を「1,100円」に、「7,200円」を「7,330円」に、「4,620円」を「4,700円」に、「21,600円」を「22,000円」に、「14,400円」を「14,660円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（調整規定）

2 この条例の施行の日が沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第71号）附則第1項本文の規定による施行の日前である場合には、別表第1項の表の改正規定中「別表第1項の表」とあるのは「別表第1」と、「1,100円」に、とあるのは「1,100円」に改め、別表第2中」と、「4,620円」を「4,700円」に、「21,600円」を「22,000円」とあるのは「21,600円」を「22,000円」に、「4,620円」を「4,700円」とする。

3 前項の場合において、沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例による別表第1の改正規定中「1,080円」とあるのは「1,100円」と、「7,200円」とあるのは「7,3

30円」と、「4,620円」とあるのは「4,700円」と、「21,600円」とあるのは「22,000円」と、「14,400円」とあるのは「14,660円」とする。

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第17号

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「2.16円」を「2.20円」に、「4.32円」を「4.40円」に、「217円」を「221円」に、「5.40円」を「5.50円」に、「10.80円」を「11.00円」に、「8.64円」を「8.80円」に、「108円」を「110円」に、「9.72円」を「9.90円」に、「19.44円」を「19.80円」に、「291.60円」を「297.00円」に、「540円」を「550円」に、「1,650円」を「1,680円」に、「48.60円」を「49.50円」に、「27,300円」を「27,800円」に改める。

別表第4中「110円」を「112円」に、「126円」を「128円」に、「149円」を「151円」に、「58円」を「59円」に、「71円」を「72円」に、「97円」を「98円」に改める。

別表第5第1項の表中「690円」を「702円」に、「834円」を「849円」に、「979円」を「997円」に、「1,124円」を「1,144円」に、「1,269円」を「1,292円」に、「1,413円」を「1,439円」に、「145円」を「147円」に、「841円」を「856円」に、「1,006円」を「1,024円」に、「1,170円」を「1,191円」に、「1,335円」を「1,359円」に、「1,501円」を「1,528円」に、「1,665円」を「1,695円」に、「165円」を「168円」に、「13,799円」を「14,054円」に、「16,692円」を「17,001円」に、「19,584円」を「19,946円」に、「22,478円」を「22,894円」に、「25,371円」を「25,840円」に、「28,263円」を「28,786円」に、「2,893円」を「2,946円」に、「16,821円」を「17,132円」に、「20,116円」を「20,488円」に、「23,413円」を「23,846円」に、「26,709円」を「27,203円」に、「30,005円」を「30,560円」に、「33,302円」を「33,918円」に、「3,297円」を「3,358円」に、「143,985円」を「146,651円」に、「174,172円」を「177,397円」に、「204,359円」を「208,143円」に、「234,546円」を「238,889円」に、「264,733円」を

「269,635円」に、「294,921円」を「300,382円」に、「30,187円」を「30,746円」に、「175,511円」を「178,761円」に、「209,907円」を「213,794円」に、「244,305円」を「248,829円」に、「278,703円」を「283,864円」に、「313,099円」を「318,897円」に、「347,497円」を「353,932円」に、「34,398円」を「35,035円」に改め、別表第5第2項の表中「270円」を「275円」に、「378円」を「385円」に、「540円」を「550円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「3,780円」を「3,850円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「27,000円」を「27,500円」に、「37,800円」を「38,500円」に、「54,000円」を「55,000円」に改め、別表第5第3項の表中「8,960円」を「9,120円」に、「93,480円」を「95,210円」に改め、別表第5第4項の表中「1,820円」を「1,850円」に、「1,920円」を「1,950円」に、「2,020円」を「2,050円」に、「2,120円」を「2,150円」に、「2,220円」を「2,260円」に、「2,370円」を「2,410円」に、「2,520円」を「2,560円」に、「2,670円」を「2,710円」に、「3,270円」を「3,330円」に、「3,870円」を「3,940円」に、「4,470円」を「4,550円」に、「5,270円」を「5,360円」に、「6,070円」を「6,180円」に、「6,870円」を「6,990円」に、「1,000円」を「1,010円」に改め、別表第5第5項の表中「1,620円」を「1,650円」に、「880円」を「890円」に、「1,550円」を「1,570円」に、「1,950円」を「1,980円」に、「2,490円」を「2,530円」に、「3,330円」を「3,390円」に、「12,420円」を「12,650円」に、「324円」を「330円」に、「216円」を「220円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

別表第6第1項の表中「860円」を「870円」に、「1,020円」を「1,030円」に、「1,180円」を「1,200円」に、「1,340円」を「1,360円」に、「1,500円」を「1,520円」に、「1,660円」を「1,690円」に、「1,820円」を「1,850円」に、「1,980円」を「2,010円」

に、「2,140円」を「2,170円」に、「2,300円」を「2,340円」に、「2,460円」を

「2,500円」に、「2,460円」を「2,500円」に、「2,120円」を「2,150円」に、

「2,320円」を「2,360円」に、「2,520円」を「2,560円」に、「2,720円」を「2,770円」

に、「2,920円」を「2,970円」に、「3,120円」を「3,170円」に、「17,260円」を

「17,570円」に、「20,650円」を「21,030円」に、「24,040円」を「24,480円」に、「27,430円」を「27,930円」に、「30,820円」を「31,390円」に、「34,210円」を「34,840円」に、「37,600円」を「38,290円」に、「40,990円」を「41,740円」に、「44,380円」を「45,200円」に、「47,770円」を「48,650円」に、「51,160円」を「52,100円」に、「3,390円」を「3,450円」に、「42,570円」を「43,350円」に、「46,640円」を「47,500円」に、「50,710円」を「51,640円」に、「54,780円」を「55,790円」に、「58,850円」を「59,930円」に、「62,920円」を「64,080円」に、「4,070円」を「4,140円」に、「180,090円」を「183,420円」に、「215,460円」を「219,450円」に、「250,830円」を「255,470円」に、「286,200円」を「291,500円」に、「321,570円」を「327,520円」に、「356,940円」を「363,550円」に、「392,310円」を「399,570円」に、「427,680円」を「435,600円」に、「463,050円」を「471,620円」に、「498,420円」を「507,650円」に、「533,790円」を「543,670円」に、「35,370円」を「36,020円」に、「444,170円」を「452,390円」に、「486,630円」を「495,640円」に、「529,090円」を「538,880円」に、「571,550円」を「582,130円」に、「614,010円」を「625,380円」に、「656,470円」を「668,620円」に、「42,460円」を「43,240円」に改め、別表第6第2項の表中「670円」を「680円」に、「3,370円」を「3,430円」に、「4,720円」を「4,800円」に、「6,750円」を「6,870円」に、「33,750円」を「34,370円」に、「47,250円」を「48,120円」に、「67,500円」を「68,750円」に改め、別表第6第3項の表中「8,960円」を「9,120円」に、「93,480円」を「95,210円」に改め、別表第6第4項の表中「1,820円」を「1,850円」に、「1,920円」を「1,950円」に、「2,020円」を「2,050円」に、「2,120円」を「2,150円」に、「2,220円」を「2,260円」に、「2,370円」を「2,410円」に、「2,520円」を「2,560円」に、「2,670円」を「2,710円」に、「3,270円」を「3,330円」に、「3,870円」を「3,940円」に、「4,470円」を「4,550円」に、「5,270円」を「5,360円」に、「6,070円」を「6,180円」に、「6,870円」を「6,990円」に、「1,000円」を「1,010円」に改め、別表第6第5項の表中「2,210円」を「2,250円」に、「1,100円」を「1,120円」に、「1,930円」を「1,960円」に、「2,430円」を「2,470円」に、「1,010円」を「1,020円」に、「860円」を「870円」に、「17,260円」を「17,570円」に、「180,090円」を「183,420円」に、「7,000円」を「7,120円」に、「70,000円」を「71,290円」に、「600円」を「610円」に、「12,000円」を「12,220円」に、「120,000円」を「122,220円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2及び別表第4から別表第6までの規定は、この条例の施行の日以後に受ける使用又は行為の許可に係る使用料及び土砂採取料について適用し、同日の前日までに受けた使用又は行為の許可に係る使用料及び土砂採取料については、なお従前の例による。

沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第18号

沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例

沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。
第47条の表中「南城市」を「浦添市 南城市」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の第47条の表左欄に掲げる事務に係る屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び沖縄県屋外広告物条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては浦添市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例の適用については、浦添市の長がした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に沖縄県屋外広告物条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては浦添市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係る

ものは、施行日以後における沖縄県屋外広告物条例の適用については、浦添市の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第19号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和47年沖縄県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第21条中「この条及び次条」を「以下この条」に改める。

第22条の見出し中「自動車車庫等」を「自動車修理工場」に改め、同条中「自動車車庫等」を「自動車修理工場」に改め、「及び第13項」を削る。

第24条第1項中「第10条の2の2第1号」を「第10条の3第4項第1号」に、「同条第2号」を「同項第2号」に、「同条第3号」を「同項第3号」に改める。

第29条の2第1号、第3号及び第4号、第29条の3第2項、第29条の5第2項、第29条の6第2項並びに第29条の7第1号、第3号及び第4号中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

第30条を次のように改める。

（仮設建築物等に対する適用の除外）

第30条 次に掲げる建築物については、第3章から第6章までの規定は、適用しない。

(1) 法第85条第5項の規定による許可を受けた仮設興行場等又は仮設建築物

(2) 法第85条第6項の規定による許可を受けた仮設興行場等

(3) 法第87条の3第5項又は第6項の規定による許可を受けた建築物

別表第3の2の表備考中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

別表第5の1の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表の7の項中「第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書」を「第48条第1

項から第14項までの規定のただし書」に改め、「建築等の」の次に「特例の」を加え、

「用途地域等における建築等許可申請手数料」を「用途地域等における建築等の特例許可申請手数料」に改め、同項の次に

次の2項を加える。

<p>7の2 法第48条第1項から第14項までの規定のただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特例許可を受けた建築物の増築等の特例の許可（法第48条第16項第1号に規定する場合に限る。）の申請に対する審査</p>	<p>用途地域等における特例許可建築物の増築等の特例許可申請手数料</p>	<p>120,000円</p>
<p>7の3 法第48条第1項から第7項までの規定のただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による騒音等の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な措置が講じられている建築物の建築等の特例の許可（法第48条第16項第2号に規定する場合に限る。）の申請に対する審査</p>	<p>用途地域における騒音等の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な措置が講じられている建築物の建築等の特例許可申請手数料</p>	<p>140,000円</p>

別表第5の10の項中「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同表の11の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表の23の項中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同表の24の項中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同表の44の項中「による既存の一の建築物に係る2以上の工事の」を「による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の」に、

「既存の一の建築物に係る2以上の工事の全体計画の認」を「既存の一の建築物に係る2以上の増築等を含む工事の」に改め、同表の45の

定申請手数料

全体計画の認定申請手数料

項中「工事の全体計画の変更の」を「増築等を含む工事の全体計画の変更の」に、

既存の一の建築物に係る2
以上の工事の全体計画の変
更認定申請手数料

を

既存の一の建築物に係る2
以上の増築等を含む工事の
全体計画の変更認定申請手
数料

に改め、同表に次の

ように加える。

46 法第87条の2第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る2以上の用途変更に伴う工事の全体計画の認定申請手数料	27,000円
47 法第87条の2第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による既存の一の建築物に係る2以上の用途の変更に伴う工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る2以上の用途変更に伴う工事の全体計画の変更認定申請手数料	27,000円
48 法第87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	建築物の用途変更による興行場等としての使用許可申請手数料	120,000円
49 法第87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	建築物の用途変更による特別興行場等としての使用許可申請手数料	160,000円

附 則

(施行期日)

- この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、第21条、第22条、第24条及び第30条の改正規定（同条第3号に係

る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の建築基準法施行条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、この条例の施行の前日に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第20号

沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例

沖縄県水道料金徴収条例（昭和47年沖縄県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の前日から継続して供給している水道の使用で、同日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。

沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第21号

沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

沖縄県工業用水道料金徴収条例（昭和47年沖縄県条例第101号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続して供給している工業用水道の使用で、同日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第22号

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「

沖縄県立北部病院附属伊是名診療所 沖縄県立北部病院附属安田診療所		島尻郡伊是名村 国頭郡国頭村	を
-------------------------------------	--	-------------------	---

」

「

沖縄県立北部病院附属伊是名診療所		島尻郡伊是名村	に改める。
------------------	--	---------	-------

」

別表第3中「97,200円」を「99,000円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「15,120円」を「15,400円」に、「100分の108」を「100分の110」に、「615円」を「627円」に、「5,000円」を「5,090円」に、「2,500円」を「2,540円」に改める。

別表第4中「4,320円」を「4,400円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第23号

沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」を「100分の130」とあるのは、「100分の155」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第24号

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（職員の定数）

第2条 前条に規定する職員の定数は、次の表のとおりとする。

区分	定数
県立高等学校	4,080人
県立特別支援学校	1,866人
県立中学校	44人
市町村立小学校及び中学校	10,154人
合計	16,144人

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第25号

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成24年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「国頭村」を「国頭村 大宜味村」に、「渡名喜村」を「渡名喜村 南大東村 北大東村」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の第2条の表左欄に掲げる事務に係る沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）及び沖縄県人事委員会規則（以下「条例等」という。）の規定により沖縄県教育委員会がした認定その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ同表右欄に掲げる市町村の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、当該市町村の教育委員会がした認定その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に条例等の規定により沖縄県教育委員会に対してなされた届出で、施行日以後においては改正後の第2条の表右欄に掲げる市町村の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、当該市町村の教育委員会に対してなされた届出とみなす。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--